

平成25年度

河川総務管理事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	建設部 建設政策課			担当者	堀之内 利行	
根拠法令等	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	都市力を創出するまちづくり		施策	河川等の整備		
			小施策	河川の整備の推進		
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト					
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	土木費	項	河川費	目	河川総務費
	事項	河川管理費		細事項	河川管理費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	川内川改修事業を促進し、水害から市民の生命・財産を守るため、要望活動や関係機関等との協議・調整を図る。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	国・県等の関係機関及び川内市街部改修促進期成会				
	手段（市がどのような活動をするか）	関係機関と協議・調整を行い、国・県に対し要望活動を行う。 川内市街部改修促進期成会に対し、運営及び事業に要する経費を補助する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	川内川抜本改修計画に基づく川内川改修の促進を図る。				
	事業開始年度	昭和62年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	要望回数		8回	平成27年度	
成果指標	要望回数		8回	平成27年度		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	1,563	1,475	1,647	1,757	1,757
	報償費	48	22	96	96	96
	旅費	344	243	522	522	522
	負担金	901	940	819	819	819
	補助金	270	270	210	320	320
	市補助金	270	270	210	320	320
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他一般財源	1,563	1,475	1,647	1,757	1,757
	要員配置状況	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
嘱託員 臨時職員等						
活動実績・計画	9回	9回	8回	8回	8回	
成果指標の推移	9回	9回	8回	8回	8回	
特筆すべき事項等	【補助団体の設立理由】 国に対し自治体のみならず、議会、商工・農業関係者及び地元住民が一堂に会し要望することで要望効果を上げるために設立されている。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) ・ 川内川の市街部改修については、周辺住民の関心も高く、本事業の目的にも合致している。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・ 要望先が国及び県であるため、市が調整役も兼ね、活動したほうが効果的である。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・ 費用の大きなものは要望活動である。補助金は、前述の期成会の要望活動に補助しているが、市が関与する西回り自動車道の協力会と合同で要望しており経費の削減に努めている。これ以上の削減は活動に支障をきたす。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・ 他に同様の組織はないため、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) ・ 川内川の市街部改修は、これまでも中郷、瀬口、天辰Ⅰ期、向田と着実に進められてきており、所要の目的は達成されている。
	成果の向上余地 ☒ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) ・ 要望活動により、改修事業は順調に進捗しているが、今後、大小路地区、天辰Ⅱ期地区の改修が残されていることから、事業促進の要望活動を継続していく必要がある。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 ・ 要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。事業主体からも継続しての要望を要請されている。
結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・ 改革は特にないが、期成会への補助金額は繰越額が極力出ないような額を交付し、翌年度以降も事業内容を精査し補助金の交付額を検討していきたい。

外部評価(二次)	事務事業の視点別評価	
	妥当性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	効率性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	有効性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
結果	今後の改革の方向性	
	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	
	まとめ(補助金等評価を含む。)	

所管部課名	建設部 建設政策課	担当者	堀之内 利行					
事務事業名	河川総務管理事業							
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	210千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 210千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	要望回数		2回		平成27年度			
成果指標②	要望回数		2回		平成27年度			
補助対象者	川内市街部改修促進期成会							
補助対象経費	川内川抜本改修計画に基づく川内川改修の促進							
補助対象事業・活動の内容	川内市街部改修促進期成会の運営							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	100%							
補助金額又は補助率の積算方法	予算に定める額							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	270,000	65.1%	270,000	64.3%	270,000	65.4%
			41	0.0%	28	0.0%	25	0.0%
		（前年度繰越金）	144,535	34.9%	149,866	35.7%	143,054	34.6%
	計	414,576	100.0%	419,894	100.0%	413,079	100.0%	
	支出	事業費	182,540	44.0%	197,610	47.1%	219,250	53.1%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	82,170	19.8%	79,230	18.9%	89,110	21.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	149,866	36.1%	143,054	34.1%	104,719	25.4%
	計	414,576	100.0%	419,894	100.0%	413,079	100.0%	
	支出計/前年度支出計				101.3%		98.4%	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		55.5%		53.0%		38.8%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		2回		2回		2回		
成果指標の推移②		2回		2回		2回		
特記すべき事項等	①総会前に事業概要説明会を開催し会員に事業内容の理解を高めた。要望時の経費の効率化を図った。 ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤市議会を通じ報告。 ⑥今後も当該期成会の活動を継続していただき、建設促進を図りたい。 ⑦国は地元の要望を求めている。市単独だけではなく当該期成会からも要望を行うことで効果はある。 市の政策的な事業であるため、要望活動費用の個人負担を強いることはできない。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内川の市街部改修を行うことで、市街部の治水安全度が向上する。その河川改修を促進するための要望活動を行うことにより寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 当該期成会は、市長・議長・建設水道委員長の他に地元の代表者、商工・農業の関係者等で構成されている。国への要望を市単独でするよりもこれらのメンバーで活動した方が効果が高い。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市街部の治水安全度を向上させるための活動で市民ニーズに合致している。また、事業は順調に進捗している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該期成会は、市長・議長・建設水道委員長の他に地元の代表者、商工・農業の関係者等で構成されている。市単独で要望するよりもこれらのメンバーで活動した方が効果が高い。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	市の政策性が強く、会員個人に要望活動費用の負担を強いることはできない。地元を含めた人員での要望活動の方が効果が高く、継続していくために必要な補助金である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該要望活動が主の団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	他に政策手段はなく、最も妥当なものである。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	活動内容は総会によって決められ、その内容は妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 ・ 要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

川内市街部改修事業の 促進に関する要望書



平成24年 8 月
川内市街部改修促進期成会

川内市街部改修促進について

川内市街部改修につきましては、かねてから格段の御配慮を賜り、心から深く感謝申し上げます。

本改修事業では、昭和48年策定の川内川治水計画に基づき、これまでに天大橋上流右岸の中郷・瀬口地区及び左岸の天辰地区Ⅰ期において引堤の整備を順次進めていただき、平成20年度までに無事完成したところです。

また、平成22年度には左岸向田地区堤防の質的強化対策が完了し、中心市街地における治水安全度は確実に向上しているものと考えております。

しかしながら、川内川上流域で進められてきた川内川河川激甚災害対策特別緊急事業が昨年度、概成したこと及び近年の異常気象による集中豪雨により上流部から下流部にまとまった水が来ないかという心配や高潮・地震による津波の被害が懸念され、市街部住民の不安が高まっております。

こうしたことから、更なる治水安全度の向上のため、都市計画道路事業と一体となった右岸大小路地区の引堤事業を、今後も促進して下さるようお願いいたします。

なお、大小路地区の引堤事業に際しましては、歴史的風致を活かした魅力あるまちづくりを創出する観光資源・市民に親しまれる河川環境として、地元市民が大きな期待を寄せています。江戸時代の薩摩街道（出水筋）の渡し場であった左岸の“渡唐口”^{ととんぐち}と一体となった護岸の整備に御高配賜りますようお願いいたします。

また、昨年、かわまちづくり計画に御登録頂いた向田地区は、本年度、水制工の整備の予定がありますが、地元では河川敷のみならず、渡唐口^{ととんぐち}を含めた魅力ある河川空間の利活用に向け、活発な議論が進められているところです。

当期成会としましても、治水による安全・安心の確保、更には、にぎわいと活力に満ちた市街地形成のため、積極的に協力する所存であります。

つきましては、川内市街部改修に係る要望事項の早期実現に向け、特段の御理解と御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成24年 8月

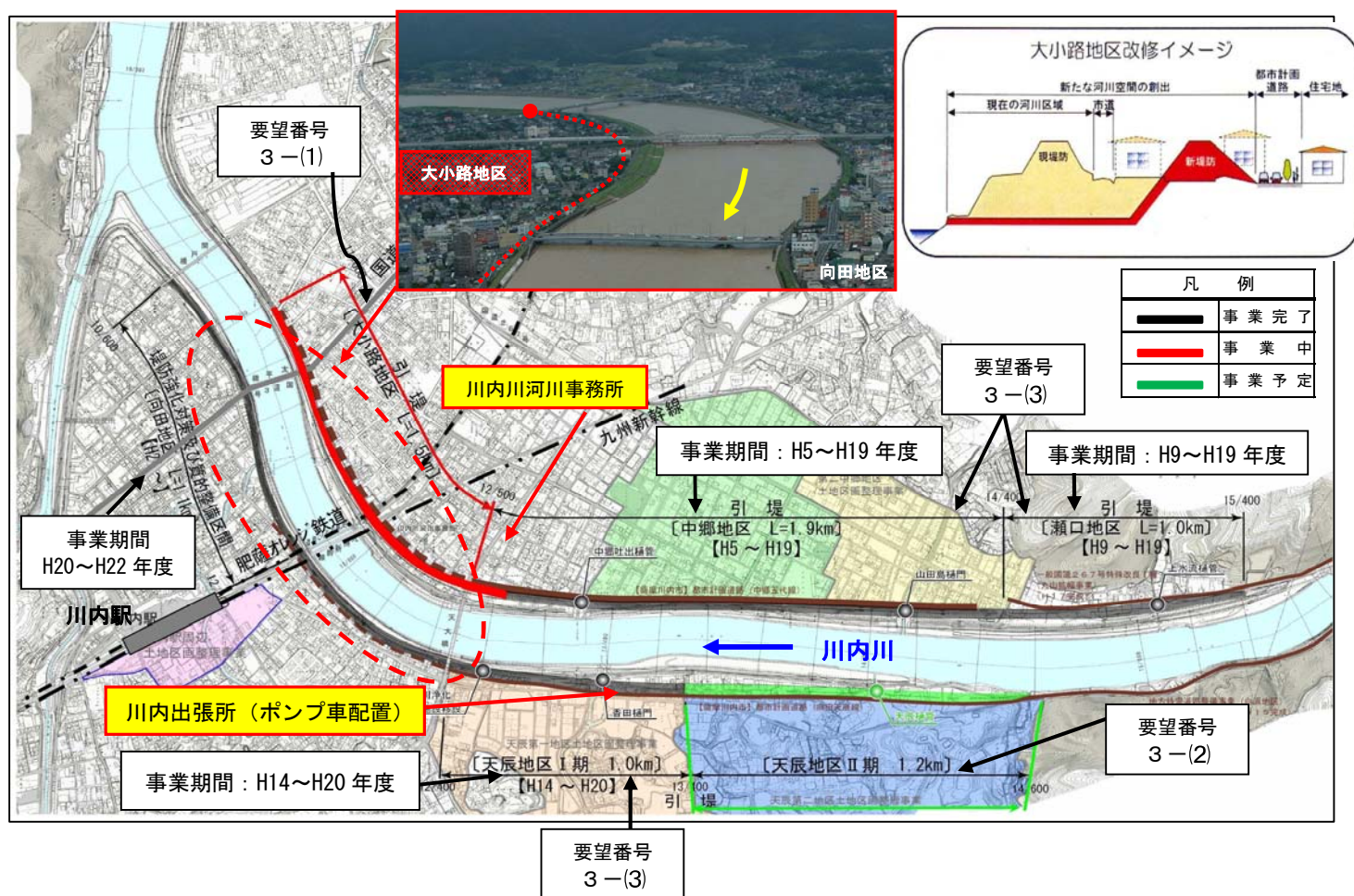
川内市街部改修促進期成会

会長（薩摩川内市長） 岩 切 秀 雄



- 1 地域の意見を反映させた「川内川水系河川整備計画」の、着実な実施をお願いします。
また、これに必要な治水事業関係予算の確保をお願いします。
- 2 集中豪雨や大規模な地震等、近年の自然災害発生状況を踏まえ、更なる治水安全度の向上を、早期に実現して下さいをお願いします。
- 3 川内川市街部改修等に関して
 - (1) 大小路地区引堤事業について
川内市街部の治水安全度向上のために必要不可欠な事業であり、計画的なまちづくりを進めるため、迅速な事業促進をお願いします。
 - (2) 天辰地区Ⅱ期引堤事業への取組みについて
土地区画整理事業と一体となった天辰地区Ⅱ期引堤事業へ、計画的に取り組んで下さいをお願いします。
 - (3) 中郷・瀬口地区及び天辰地区の河川管理施設の管理充実と環境整備について
整備完了の河川管理施設の安全管理と河川空間の利活用のための快適な環境整備をお願いします。
- 4 老朽化した排水機場、水門・樋門等について、計画的な改築・改修を行うなど、より適切な維持管理のもと、これら施設の機能の確実な保持をお願いします。
- 5 排水ポンプ車の追加配備について
当市については、台風や異常気象による豪雨時に冠水箇所が点在しますが、このような同時多発する内水被害に対処するため、天辰地域で絶大な効果を発揮した排水ポンプ車、2台の追加配備をお願いします。

川内市街部改修事業箇所的位置図（予定箇所を含み）



鹿児島県北部豪雨災害の状況

平成18年7月19日～23日（薩摩川内市街部）

中郷地区の状況（中郷川溢水）



瀬口地区の状況（国道267号冠水）



中郷地区の状況（通常時）



川内市街部の状況（太平橋付近）



活用



渡唐口（向田地区護岸）



多くの参加者でにぎわう
川内レガッタやカヌー大会
（太平橋下流の低水護岸）



毎年10万人が訪れる川内川花火大会
（太平橋下流付近）



中心市街地に隣接し
各種イベント等も開催される向田地区の河川空間

川内市街部改修促進期成会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる川内市街部改修促進期成会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内市街部改修促進期成会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 当該期成会の運営
- (2) 当該期成会の事業

(補助金の額)

第3条 川内市街部改修促進期成会補助金の額は、予算に定める額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内市街部改修促進期成会補助金は、次の各号に掲げる事項に要する経費について交付する。

- (1) 当該期成会の運営に要する経費
- (2) 当該期成会の事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内市街部改修促進期成会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内市街部改修促進期成会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 川内市街部改修促進期成会補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果という。）は、計画に対する事業進捗の状況を用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第9条 川内市街部改修促進期成会補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の社会基盤整備政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所用の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度において所要の措置を講ずるものとする。